

倉敷市スポーツ少年団補助金交付要項

1 目的

倉敷市スポーツ少年団のスポーツ振興、体位の向上並びに少年団相互の親睦を図ることによって、団員の健全育成に資することを目的とする。

2 補助対象事業

倉敷市スポーツ少年団登録単位団が行う競技別交流大会とする。

3 補助金額

1 事業あたり、補助限度額を3万円とする。

4 補助対象となる実施期間及び補助対象経費

(1) 実施期間

毎年度4月1日から翌年3月10日までとする。

(2) 補助対象経費

費目	注意事項	共通事項
報 償 費	報償費（謝金）の支払いが生じた場合、日付・金額・受領者氏名・押印を必要とする。	①領収書の宛名は「倉敷市スポーツ少年団」とする。 ②領収書で内容や単価が確認できない場合は、確認できる資料を添付すること。
印 刷 製 本 費	プログラム・パンフレット製作費等	
消 耗 品 費	参加者への、景品としての食糧・金券等は対象外とする。	
通 信 運 搬 費	はがき、切手代・送料等 ※電話代・インターネット通信費は対象外とする。	
保 険 料	（スポーツ）保険料等	
使 用 料	会場使用料・器具借上料等	

5 申請について

補助金交付申請は、次の提出書類を作成し、大会の1カ月前までに事務局へ提出すること。

(1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第1-2号）
- ③収支予算書（様式第1-3号）
- ④大会要項及びその他参考資料

6 交付の決定について（事務局）

補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められた場合は予算の範囲内において交付額を決定し、申請者へ通知する。

7 申請の取下げ（中止）について

事業を取下げようとする場合は、取下げ申請書（様式第4号）の提出により、取下げをすることができる。

8 申請内容の変更について

事業内容に変更が生じた場合は、変更届（様式第5号）を提出しなければならない。なお、軽微な変更については不要とする。

9 報告について

申請者は、事業終了後2週間以内又は3月20日のいずれか早い日までに、次の提出書類を作成し、提出すること。

（1）提出書類

- ①実績報告書（様式第2号）
- ②事業報告書（様式第2-2号）
- ③収支決算書（様式第2-3号）

10 交付額の確定について（事務局）

実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定の内容と適合すると認められた場合は予算の範囲内において交付額を確定し、申請者へ通知する。

11 補助金の支払

- （1）補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- （2）申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第3号）を事務局に提出しなければならない。

12 その他

- （1）1競技1申請までとし、参加対象は倉敷市スポーツ少年団同一競技単位団を必須とする。
- （2）この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要事項は、本部長が別にこれを定める。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。